

小美玉市

不法投棄監視 / 環境美化サポーター

手引き

～ 地域の環境美化保全 持続可能な地域社会を目指して ～

目次

- | | |
|---------------|---------|
| ・不法投棄の発生状況等 | ・・・ 2p |
| ・美しいまちづくりに向けて | ・・・ 7p |
| ・サポーターQ&A等 | ・・・ 10p |

(R6.1月 更新)

小美玉市 市民生活部 環境課 廃棄物対策係

不法投棄等の状況について

令和4年度の不法投棄の発生及び対応状況は以下のとおりです

1. 発生状況

通報を受けて対応した、主な事案別の発生件数

【月別】

◎R4年度

(単位:回)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
不法投棄	13	10	15	5	12	10	5	13	22	8	7	4	124
野焼き	4	4	5	4	3	2	3	9	5	4	9	2	54
へい獣	20	29	39	22	25	18	17	13	20	13	21	35	272
その他	6	11	9	6	6	9	8	4	6	5	3	5	78
計	43	54	68	37	46	39	33	39	53	30	40	46	528

【地区別】

◎R4年度

(単位:回)

月	小川地区	美野里地区	玉里地区	計
不法投棄	35	68	21	124
野焼き	11	42	1	54

不法投棄作業員による、不法投棄物の回収状況（クリーンセンター等搬入分）

◎R4年度

(単位:Kg)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
活動日	13	10	13	12	13	11	13	12	13	11	12	15	148
小川	720	40	-	260	490	70	30	480	340	-	130	830	3,390
美野里	40	240	430	20	20	450	310	60	350	620	430	-	2,970
玉里	-	130	50	50	90	-	110	-	20	-	-	-	450
計	760	410	480	330	600	520	450	540	710	620	560	830	6,810

不法投棄された処理困難物等の処分状況

当該年度に処分した数量。 ※発生した数量とは異なる

廃家電

(単位：台)

品目	R4	R3	R2
冷蔵庫	22	53	49
洗濯機/乾燥機	9	35	40
テレビ	16	80	78
エアコン	27	5	7
計	74	173	174
重量 (Kg)	1,520	4,520	2,790

タイヤ

(処単位：本)

品目	R4	R3	R2
乗用車用	87	-	180
トラック用	-	-	-
計	87	-	180

その他処理困難物

(単位：Kg)

品目	R4	R3	R2
混廃(kg)	8,020	-	-
廃プラ等(kg)	-	3,080	-
ゴムクローラ等(kg)	-	-	5,820
消火器(本)	44	-	-
プロパンガス(本)	27	-	-

※上記には、一斉クリーン作戦にて回収されたものを含む

2. 対応状況

回収（不法投棄作業員）

- ・週3回の回収業務を行う作業員による収集量 6.8 t / 年
- ※主に幹線及び生活道路等の投棄ごみを回収

配布した備品等

	【R4】	【R3】	【R2】
・看板（不法投棄）	230枚	283個	252個
・看板（ペット糞）	75枚	58個	93個
・ダミーカメラ，センサー等	73個	167個	99個
・木杭	284本	174本	212本
・回収用ごみ袋	13,497枚	9,450枚	13,400枚

クリーン作戦及び地区活動

- ・一斉クリーン作戦開催：年2回（5月第4週，12月第1週）
- ・クリーン作戦参加人数：14,602名（行政区112区）
- ・こさ払い等参加数：5,312名（行政区69区）

サポーター登録状況

- ・不法投棄監視サポーター 96名（令和2年度から）※行政区22区
- ・環境美化サポーター 376名（令和3年度から）※団体数 9団体

不法投棄の傾向

- ・粗大ごみ（廃家電等含む），建築廃材などが，人目の付きにくい場所や時間帯に散発的に発生。（量はトラック荷台1台分程度）
- ・軽微な生活ごみのポイ捨てについては，発生ごみの内容や場所等の状況において，一定の規則性がみられることから，常習者によるものと推察される
- ・道路沿いでは，特に雑草が茂った場所へのポイ捨てが多い傾向にある
- ・処分に費用を要するもの（廃家電，処理困難物など）
- ・事業系廃棄物
- ・粗大系の生活用品 ※違法な廃品回収業者

今後の環境美化の推進および不法投棄の抑止に向けて

- ・地域住民の皆さんをはじめ，警察や茨城県不法投棄所管課，周辺自治体など不法投棄に係る関係行政機関との連携が欠かせません
- ・不法投棄の被害者にも監視者にもなり得る地域住民の皆さんへの継続的な啓発活動として広報紙やウェブサイト等により幅広く情報提供を行いながら，地域一丸での監視体制を強化していきます

3. 具体事例



与沢地内 農業用ビニール



中延地内 廃材



玉里地内 タイヤ類 山林



大谷地内 生活ごみ 農道



羽鳥地内 廃材等 雑地



寺崎地内 ゴムクローラ 集積所



羽刈地内 廃材 集積所



中延地内 フレコン廃材 民家脇



飯前地内 板ガラス 分譲地



中延地内 解体ごみ 山林



中野谷地内 廃タイル 農道



上高崎地内 廃家電 霞ヶ浦湖岸



西郷地地内 さつまいも 農道



佐才地内 生活ごみ ため池

美しいまちづくりに向けて(不法投棄の撲滅)

廃棄物（ごみ）の不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、有害な物質が土壌や地下水、河川に浸透するなど環境問題にもつながりかねない重大な犯罪行為です。絶対に行わないでください。

不法投棄対策を強化するうえで、市民の皆様の協力が何より大事です。地域ぐるみで自分たちのまちを監視し、お互いに地域環境の美化保全を図る取組みが最も大切です。

不法投棄とは

不法投棄・・・廃棄物を定められたルールに従って適性に処理せず、処分場以外の山林や原野、空き地などにみだりに捨てたり埋めたりする行為（以下一例）です

- ・ 農地や山林などに廃棄物をトラックで運んで捨てる
- ・ 資材置き場などに廃棄物を野積みにしたまま放置する
- ・ 空き地などに廃棄物をダンプで運んで重機で穴を掘って埋める
- ・ 空き倉庫や工場跡地などに硫酸ピッチなどの有害な廃棄物を持ち込む
- ・ 道路沿いにタバコの吸い殻や空き缶などをポイ捨て

不法投棄には厳しい罰則

不法投棄をした者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は、3億円以下）の罰金、またはその両方の罰則が科せられます（廃棄物処理法第25条）

(出典 NHK NEWS WEB_5/21)

冷蔵庫4台を不法投棄した疑い 33歳の男逮捕 茨城町

05月21日 17時02分

現在、このビデオはご利用いただけません。

ことし1月、笠間市のくり畑に冷蔵庫4台を不法投棄したとして茨城町の33歳の派遣社員が逮捕されました。警察によりますと、周辺の地域では去年から冷蔵庫の不法投棄が相次いでいたということで、警察は関連がないか詳しく調べることにしています。

逮捕されたのは茨城町小幡の派遣社員、小林達也容疑者(33)です。

警察によりますと、ことし1月、笠間市内にあるくり畑に廃棄物となった冷蔵庫4台、あわせておよそ300キロを不法投棄したとして廃棄物処理法違反の疑いが持たれています。

調べに対し、容疑を認めているということです。

警察によりますと周辺の地域では廃棄物となった冷蔵庫が不法投棄される事案が去年5月ごろからこれまでにおよそ40件、確認されているということです。

警察は、動機や冷蔵庫の排出元などのほか、こうした事案と関連がないか詳しく調べることにしています。

土地所有者の責任

土地の所有者（管理者）は、自分の土地に不法投棄をされた時は、捨てた者が不明な場合、その廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません

日頃から、こまめに草刈りをして清潔に保つようにし、みだりに人が立ち入れないように囲いを設置するなどして、土地の管理には十分に注意してください

（廃棄物処理法 第5条 清潔の保持）

第5条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない

市の不法投棄防止対策

不法投棄を未然に防止するため、次のような活動を実施しています

- ・ 不法投棄防止用警告看板の配布
- ・ 危険な場所への監視カメラの設置
- ・ 職員等によるパトロール及び回収作業
- ・ 広報紙、ウェブサイトによる啓発活動
- ・ 警察や県等関係機関との連携

こんなときは！

甘い言葉に注意

甘い言葉でだまし、私欲のために不法投棄をする悪質な業者が増えています

見知らぬ業者から話しを持ちかけられたときは、十分ご注意ください（以下一例）

例1） 土地を資材置き場として貸したところ、廃棄物が持ち込まれるようになり、事情を確認したが、一時的な保管ですぐ撤去するとの答えだったので信用していたら、廃棄物の山が残されたまま放置された

例2） 『無料で土地を造成しますよ』と話しを持ちかけられたため、いい話だと思い土地の造成をお願いしたところ、不適正な残土の処分の場所に使われ、重機で穴を掘って廃棄物を埋められた

例3） 便利屋（違法な廃品回収）を装い『ごみを安く処分しますよ』と言って、有料で引き取ったごみを適正に処分せず少し離れたところに捨ててしまう

⇒ 『土地を貸してほしい』と話しを持ちかけられたときは、相手方をきちんと調査し、使用目的などを明確にした上で賃貸借契約を書面で結ぶことが重要です

⇒ 土地の造成をするには、法令等による規制があったり、許可等が必要であったりするので、依頼する前に必ず担当窓口へご相談ください

⇒ 大型のごみや多量のごみを処分する場合は、信頼できる専門業者（許可業者）に依頼するようにしてください

不審な現場を見た

以下のような不法投棄の疑いのある現場を見かけ、不審に思ったときは下記へご連絡ください

- ・ 工事現場でもないのに、重機を使って不自然な穴を掘っている
- ・ 廃棄物の処理場でもないのに、農地や山林に廃棄物が多量に集められている

- ・ 早朝や深夜に見かけないダンプが出入りしている
- ・ 空き地などの周囲に突然高い塀が作られた

不法投棄者を見た

“不法投棄をしている者を発見した”または“不法投棄をした者が特定できそうな証拠品を見つけた”ときは、「日時」・「場所」・「投棄物の種類」・「投棄者の特徴」・「車のナンバー」など分かる範囲で記録してください

※ 不法投棄された廃棄物は現状のままにしておいてください

※ 投棄者に直接接触することは危険です。絶対に避けてください

【平日】夜間休日を除く（受付時間：8:30～17:15）

◎茨城県 県民生活環境部 廃棄物規制課 不法投棄対策室

不法投棄 110 番 TEL:0120-536-380

廃棄物対策課 TEL029-301-3033 県央環境保全室 TEL029-301-3047

◎小美玉市 環境課 TEL0299-48-1111 内線 1144・1145

【平日夜間休日】

◎石岡警察署 生活安全課 TEL0299-28-0110

関係行政機関

県央環境保全室	TEL	029-301-3044	環境汚染, 公害防止
		029-301-3047	不法投棄
県廃棄物規制課 不法投棄対策室	TEL	029-301-3033	不法投棄, 産廃許可
小川地区 交番	TEL	0299-58-2006	小川地区
美野里地区 交番	TEL	0299-48-0110	美野里地区
玉里 駐在所	TEL	0299-58-2385	玉里地区
水戸土木事務所 道路維持課	TEL	029-225-1316	県道・国道 355 号管理
常陸河川国道事務所	TEL	029-841-0928	国道 6 号管理
NEXCO 東日本 関東支社 谷和原事務所	TEL	0297-52-1491	高速道路管理
NEXCO 東日本トラス 谷和原管理出張所	TEL	0297-52-2820	
霞ヶ浦河川事務所 麻生出張所	TEL	0299-72-1428	霞ヶ浦 湖岸管理

「小美玉市不法投棄インターネット通報 を運用中」

不法投棄（ポイ捨て等を含む）は日々発生しており、小美玉市では、例年 100 件以上の投棄事案に対応したほか、道路沿い等のごみを 7 t ほど回収しています。

こうしたなか、これまでより地域住民の方への啓発を図り、身近な監視体制を強化できるよう、インターネットによる通報システムを構築しました。

不法投棄の撲滅に向けて引き続き、市民の皆様のご理解ご協力をお願いします。

なお、本通報システムによる対応に関して、通報者の方に問合せをさせていただく場合があります。また、通報後の事後対応については原則お答えいたしません。あらかじめご了承ください。

個人の土地に不法投棄された廃棄物の処理は土地所有者の責務となる場合があります。本システムの運用を通じて、市が個人の土地の投棄物等を回収することはありません。



通報用 QR コード

「不法投棄のないまち“不法投棄監視サポーター” 募集」

不法投棄のないまち、を目指すため、「小美玉市不法投棄等監視サポーター」を募集します。不法投棄をなくすには、地域全体での監視体制を強化する必要があります。通勤や買い物、散歩など、日常生活の中での不法投棄監視にご協力ください。

■対象者

市内に住所を有し、地域の環境美化及び保全に理解と関心を有する方

■活動内容

日常生活において、不法投棄と思える現場を発見した時などに市に情報提供をお願いします

■募集期間

随時受付

■登録期間

3年（ただし登録した当該年度から起算します）

■応募方法

- ・登録用紙は環境課窓口またはインターネットから取得できます
- ・登録申込書に必要事項を記入し、環境課に提出ください
- ・応募は、電子申請（右 QR コード）・FAXでもお受けします

■その他

- ・本監視サポーターは、ボランティアのため、報酬はありません
- ・監視サポーターの方には、協力できる範囲で以下の対応もご協力をお願いします
 - ・ポイ捨て等の軽微な不法投棄物の回収作業にご協力ください
 - ・啓発看板等を必要に応じて配布します（設置は自己対応となります）



登録用 QR コード

Q&A

【不法投棄監視サポーター編】

問 不法投棄監視サポーター制度を設けるのは何のためですか

⇒ 現在、市内で様々な不法投棄が発生していますが、市では市民の方から通報を受けて対応に当たっています。

早期に発見し対応することで被害を最小限にとどめることが可能となります。このため、各地域にお住いの皆さんの情報提供が重要となり、市への情報提供を円滑にするため、サポーター制度を設けることにしました。

問 年間どれくらい不法投棄が発生しますか

⇒ 例年の実績では、市として年間百数十件の投棄事例（主なものに限る）に対応しています。また、市の回収作業員が回収する量は、近年では年6～7tになります。

問 サポーターは具体的に何をしますか

⇒ 散歩やジョギング、車などを使った移動など、こうした日常生活の中で、見聞きした不法投棄に関する情報などを市にご提供ください。

不法投棄に特化した見回り活動などをお願いするものではありません。

問 不法投棄を見かけた場合、どの程度の情報を伝える必要がありますか

⇒ わかる範囲で構いません。お寄せいただいた情報を参考にし、必要に応じて、市で現地確認をし対応します。また所管の関係機関に情報提供する場合もあります。

問 見かけた不法投棄の現場に立ち入ることは可能ですか

⇒ 個人の私有地などに勝手に立ち入ることはできません。また、投棄者に直接接触し注意することは危険ですので絶対に避けてください。

問 市への情報提供の方法を教えてください

⇒ 電話，FAX，電子申請（通報システム）がご利用できます。電子申請はスマートフォンなどから送信できます。電話の場合は，平日8時30分から17時までとなります。



通報用二次元コード

問 通報した情報の事後対応について教えてください

⇒ その後の対応については個人情報の取扱いも含まれるため，原則，情報提供者の方にはお伝えできません。

問 私有地に不法投棄されたごみの撤去は実施してくれますか

⇒ 不法投棄物の処分は，法律の規定において，投棄者が不明の場合，土地の所有者または管理者が自ら行うこととされます。原則，市では撤去できません。

問 道路に不法投棄されたごみの撤去は実施してくれますか

⇒ 現地確認のうえ回収対応しています。なお，道路管理者が県または国の場合などは，市から各道路管理者に情報提供します。

問 いつもポイ捨てされる場所があるので，看板を設置したい

⇒ 環境保全市民会議で作成した看板を提供しますのでご相談ください。ただし，ご自身での設置や設置後の管理をお願いします。

問 いつもポイ捨てされる場所があるので，ごみを回収したい

⇒ 多量の場合または定期的を実施する場合などは，回収袋を提供しますのでご相談ください。

「地域の環境美化・清掃活動に参加しませんか」 ～ 小美玉市環境美化サポーターのご案内 ～

現在、行政区を中心に一斉クリーン作戦が開催され、各地域において様々な環境美化活動が実施されています。

一方、市内では、年間約7tのごみが道路周辺に捨てられています。地域の環境美化をより一層進めるために、多くの方のご理解ご協力が欠かせません。

こうしたことから、各地域で清掃活動等に取り組む団体に対して、ごみ袋の提供やクリーンセンター処理手数料の減免等を通じて、環境美化活動を幅広く支援いたします。

多くの方に地域の清掃活動にご参加いただき、環境美化保全への関心を深めながら、きれいなまちにしていきたいと思います。

実施時期

- ・一斉クリーン作戦実施日（5月第4週の日曜日、12月第1週の日曜日）
- ・不法投棄強化月間（6月、11月）
- ・その他（各団体が独自で活動する場合）

対象団体

- ・行政区（常会等）、子ども会、スポーツ少年団、老人クラブ、学校、企業・事業所、官公庁、福祉施設、ボランティア団体など
- ※個人でも登録も可能です。

実施場所

- ・市内の道路、河川、公園等

回収対象

- ・市が提供するごみ袋に入る大ききでポイ捨てごみ、除草
- ・回収したごみは市が定める区分ごとに分別してください
- ・粗大ごみ、家電、タイヤ等の大型のものは対象外（事務局に状況を報告ください）

申込・報告

- ・あらかじめ登録申請書（様式1）を提出ください
- ・実施する5日前までに実施計画書（様式2）を提出ください（様式1と同時提出も可）
- ・実施後速やかに実績報告書（様式3）を提出ください
- ・登録及び活動内容は公表する場合があります。（個人情報を除く）

Q&A

【環境美化サポーター編】

問 環境美化サポーターを設けるのは何のためですか

⇒ 現在、少子高齢化により、行政が担える活動範囲または予算は限られています。地域の環境美化保全を図るためには、住民の皆さんが主体的に取り組み、行政と連携した活動体制が重要となります。

問 サポーターの活動は具体的に何ですか

⇒ お住まいの地域の身近なエリア、道路や河川、公園などの公共スペースにおいて、ごみ拾いや雑草の除去などの作業をお願いします

問 定期的な活動をするのですか

⇒ 出来る範囲で構いません。特に定期的に活動しなければならない等の条件は設けていません。

問 一斉クリーン作戦への参加は必須ですか

⇒ 出来る範囲で構いません。特に参加しなければならない等の条件は設けていません。

問 個人の私有地は対象となりますか

⇒ 個人の私有地は原則対象となりません。道路などに草が覆った場合など公共域に接する場合のみとなります。

問 市からの支援はありますか

⇒ 可燃ごみ用の回収袋の提供、処理施設に直接持ち込む際の処理手数料の減免などがあります。
事前にご相談、申請等をいただく必要があります。

問 回収したごみ等はどのように処分すればいいですか

⇒ 基本的には、市の分別区分に分けてください。少量であれば、ご自身が利用する集積所の収集日に出してください。多量の場合は別途環境までご相談ください。事前にご相談、申請等をいただく必要があります。

問 回収したごみ等を直接クリーンセンターに持ち込むことはできますか

⇒ 可能です。ただし、手数料がかかります。手数料の減免には事前に減免申請書の提出が必要になります。

問 回収したごみを取りに来てもらうことはできますか

⇒ 状況により対応は可能です。ただし一定の条件に限ります。ご希望の場合は事前にご相談ください。

問 個人のごみも一緒に処分していいですか

⇒ 個人のごみはご自身で適正に処分してください。減免の際にあわせて処分したことが確認できた場合は、処理手数料相当分を請求いたします。

問 貸出する備品はありますか

⇒ 今のところ貸出できる備品はありません。登録団体の活動内容を確認しながら検討します

問 登録の手続きはどうなりますか

⇒ はじめに、登録申請書を提出いただきます。

登録いただいた内容は市のウェブサイトや広報紙等で情報掲載させていただく場合があります。

問 個人での登録はできますか

⇒ 可能です。

団体登録の場合は、原則、5名以上を目安としています。

問 活動の報告は必要ですか

⇒ 実施計画書、実績報告書の様式があります。活動の内容にもよりますが、原則、定期的な報告をお願いします。

問 活動の報告は電子手続きで可能ですか

⇒ 下記ページに電子申請書類データがあります。ご利用ください
<https://www.city.omitama.lg.jp/0013/info-0000007630-2.html>

問 不法投棄された粗大ごみの撤去はしてくれますか

⇒ 道路等の公共スペースについては、現地確認のうえ回収対応しています。なお、管理者が県または国の場合などは、市から管理者に情報提供します。個人の私有地に関しては、原則、市では撤去できません。

【事務局】

小美玉市環境保全市民会議 事務局

(小美玉市 環境課 廃棄物対策係)

〒319-0192 小美玉市堅倉 835 本庁舎 1F

TEL：0299-48-1111 (内線 1144 1145) FAX：0299-48-1199

MAIL：kankyo@city.omitama.lg.jp

URL：<https://www.city.omitama.lg.jp/0013/genrel-0-001.html>